

## 「情報公開文書」

(Web ページ掲載用)

受付番号：2021-1-1171

### 課題名：予後予測のための新規基礎疾患スコアの開発

#### 1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク機構地域住民コホート調査のベースライン調査に同意した方

#### 2. 研究目的・方法

本研究は本邦独自の予後予測のための新規基礎疾患スコアの開発を目的とする。

2013年5月～2016年3月に東北メディカル・メガバンク機構において前向き登録された地域住民コホート約5万名を対象として、新規基礎疾患スコアの開発を行う。欠損値に対する追加調査、がんの病期に関しては、宮城県立がんセンターのがん登録データと照合して確定行った上で、これらのデータを基とする。がんのスコア化に関しては、がん登録情報とのリンケージにより、ステージ、深達度、組織型等の予後に重大な影響をする要因について、重みを付けることも検討する。

研究期間は2021年7月～2025年3月である。

#### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

上記ベースライン調査登録時の年齢・性別、基礎疾患データ、教育歴、配偶者の有無、同居人数、職業、喫煙歴、飲酒歴、運動、死亡データ、異動データ、追跡不能データを用いる。それ以外に宮城県立がんセンターのがん登録データを用いる。

#### 4. 外部への試料・情報の提供

外部への資料提供なし。

#### 5. 研究組織

東北大学病院消化器内科と東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門個別化予防・疫学分野の共同研究

#### 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出  
ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 健康行動疫学分野  
中谷 直樹  
住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1  
TEL：022-273-6212

その他の問い合わせの連絡先：

東北大学病院消化器内科  
八田 和久  
住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1  
TEL：022-717-7171

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科消化器病態学分野 正宗 淳

### 個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6．お問い合わせ先」  
注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研  
究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当  
該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### 個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求  
することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合  
法令に違反することとなる場合